



佐賀県公報

平成19年
9月21日
(金曜日) 外
号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

条例

◎佐賀市、佐賀郡川副町、同郡東与賀町及び同郡久保田町の合併に
伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例

(五〇・議会一)

公布された条例のあらまし

○佐賀市、佐賀郡川副町、同郡東与賀町及び同郡久保田町の合併に伴う佐賀県
議会議員の選挙区の特例に関する条例（条例第五〇号）

1 平成一九年一〇月一日に佐賀郡川副町、同郡東与賀町及び同郡久保田町を
廃し、その区域を佐賀市に編入することに伴う佐賀市及び佐賀郡の区域に係
る佐賀県議会議員の選挙区は、同日からその日在任する佐賀県議会議員の
任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとすることと
した。

2 この条例は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。

○条例

佐賀市、佐賀郡川副町、同郡東与賀町及び同郡久保田町の合併に伴う佐賀県
議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。

平成十九年九月二十一日

佐賀県知事 古川康

○佐賀県条例第五十号
佐賀市、佐賀郡川副町、同郡東与賀町及び同郡久保田町の合併に
伴う佐賀県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成十九年十月一日に佐賀郡川副町、同郡東与賀町及び同郡久保田町を廃し、
その区域を佐賀市に編入することに伴う佐賀市及び佐賀郡の区域に係る佐賀県
議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第
五十九号）第二十二条第一項の規定により、同日からその日在任する佐賀県
議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとす
る。

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

附則

申購
込読料

一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年九月二十一日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷